

○総務省告示第二十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年一月二十五日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

〔一〇五 略〕  
六 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の五に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

〔一〇五 同上〕  
〔同上〕

1 周波数分割複信方式（半複信方式のものを含む。）を用いるものの受信設備

1 周波数分割複信方式（半複信方式のものを含む。）を用いるものの受信設備

項目	特性	
	基地局	陸上移動局
感度	〔略〕	希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下陸上移動局の欄において同じ。）の受信電力が基準感度（チャンネル間隔が一八〇kHzの陸上移動局にあつては（一）一〇七・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャンネル間隔が一・〇八MHzの陸上移動局であつて七・一八MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（二）一〇〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）） （半複信方式の搬送波の場合は（一）一〇〇・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャンネル間隔が一・〇八MHzの陸上移動局であつて八・一五MHzを超え八三〇MHz以下又は八六〇MHzを超え八七五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九九・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）） （半複信方式の搬送波の場合は（一）一〇〇・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャンネル間隔が一・〇八MHzの陸上移動局であつて八三〇MHzを超え八四五MHz以下、八七五MHzを超え八九〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（二）一〇一・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）） （半複信方式の搬送波の場合は（一）一〇二・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャンネル間隔が一・〇八MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九九デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）） （半複信方式の搬送波の場合は（一）九九・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャンネル間隔が一・〇八MHzの陸上移動局であつて一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（二）九八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）） （半複信方式の搬送波の場合は（一）九九・三デシベルとする。）
項目	〔同上〕	希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下陸上移動局の欄において同じ。）の受信電力が基準感度（チャンネル間隔が一八〇kHzの陸上移動局にあつては（一）一〇七・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャンネル間隔が一・〇八MHzの陸上移動局であつて七・一八MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（二）一〇〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）） （半複信方式の搬送波の場合は（一）一〇〇・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャンネル間隔が一・〇八MHzの陸上移動局であつて八・一五MHzを超え八三〇MHz以下又は八六〇MHzを超え八七五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九九・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）） （半複信方式の搬送波の場合は（一）一〇〇・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャンネル間隔が一・〇八MHzの陸上移動局であつて八三〇MHzを超え八四五MHz以下、八七五MHzを超え八九〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（二）一〇一・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）） （半複信方式の搬送波の場合は（一）一〇二・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャンネル間隔が一・〇八MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九九デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）） （半複信方式の搬送波の場合は（一）九九・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャンネル間隔が一・〇八MHzの陸上移動局であつて一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（二）九八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）） （半複信方式の搬送波の場合は（一）九九・三デシベルとする。）



<p>[略]</p>	<p>[注 略]</p>	<p>又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一) 九四・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下又は一、七一〇MHzを超え一、八八〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二) 九一・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下又は一、七一〇MHzを超え一、八八〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一) 九〇・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二) 九一・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一) 九三・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、とする。以下陸上移動局の欄において同じ( )の場合において、スループットがその最大値の九五%以上(注1)</p>
<p>[同上]</p>	<p>[注 同上]</p>	<p>超え一、五一〇・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一) 九四・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二) 九一・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一) 九〇・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二) 九一・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一) 九三・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、とする。以下陸上移動局の欄において同じ( )の場合において、スループットがその最大値の九五%以上(注1)</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

[七〇二十一略]

[2 略]

[七〇二十一 同上]

[2 同上]